

長束学区公衆衛生推進協議会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、長束学区公衆衛生推進協議会（以下本会という）という。

(目的)

第2条 本会は、長束学区居住者の公衆衛生についての自覚と自主的な実践を促進するために必要な事業及び諸問題の検討ならびに相互の親睦と密接な連携を図り、もって衛生文化建設に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生思想の普及およびこれに必要な事項
- (2) 公衆衛生関係各種法令に規定する事項の実施に協力して、衛生の向上に努める。
- (3) 公衆衛生に関する諸調査に協力する。
- (4) その他、公衆衛生上必要な事項に協力する。

(事業所)

第4条 本会の事務所は会長宅に置く。

第二章 会 員

(会員)

第5条 本会は、長束学区居住者をもって会員とする。

第三章 推進委員および役員

(推進委員)

第6条 推進委員は、原則として町内会長、自治会長の推薦によって構成する

第7条 推進委員は、併せて広島市より地域環境指導員の委嘱を受けるものとする。

- (1) 推進委員を辞するときは、同時に地域環境指導員も退任するものとする。
- (2) 地域環境指導員を退任するときは、広島市から支給された地域環境指導員証を市に返納する。

(推進委員の職務)

第8条 推進委員は、本会の目的達成のための事業に沿ってこれを実践する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 若干名 |
| (3) 会計 1名 | (4) 会計監査 2名 |

(役員選出)

第10条 役員は総会において推進委員の中から選出する。

(役員職務)

第11条 会長は会務を統括し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

会計は本会の会計を処理し、会計監査はこれを監査する。

(推進委員および役員任期)

第12条 任期は1年とする。ただし再選は妨げない。

第四章 総会

(総会)

第13条 総会は通常総会および臨時総会とし会長が招集する。

通常総会は年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めるとき招集する。

総会は推進委員をもって構成し、総会の議長は会長がこれにあたる。

総会においては、会務の報告および必要事項の審議を行う。

(書面表決)

第13条の2 やむをえない理由により総会が開催できないときは、前条の規定にかかわらず、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第五章 会計

(会計)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(特別会計)

第15条 本会は特別会計を設ける事ができる。

(分担金)

第16条 本会の経費に充てるため町内会、自治会は、その地区の一世帯について年20円を基準とする分担金を納付するものとする。

(経費)

第17条 本会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 分担金 (2) 寄付金 (3) 補助金 (4) その他の収入金

第六章 付則

(規約の施行)

第18条

1. この規約は平成19年通常総会で改定され、平成19年4月1日より施行する。
2. この規約は、令和3年4月1日一部改正する。(書面表決)